

小規模保育施設における3歳以上児の受け入れについて

1 小規模保育施設とは

(1)小規模保育施設の目的

都市部 :待機児童の解消を図る

人口減少地域:認定こども園等と連携しながら、地域の子育て支援機能を維持・確保する

(2)保育所・認定こども園との相違点

	保育所・認定こども園	小規模保育施設※
対象年齢	0～5歳	原則、0～2歳
定員	20 名以上	<u>6～19 名</u>
市内施設数 (R7.4.1)	258 施設	22 施設
市内利用者数 (R7.7.1)	22,910 人	270 人

※ 小規模保育施設は、園児が3歳以上となった際にも教育・保育が継続的に提供できるよう進級先等として「連携施設」の設定を原則、義務付け

市内では 21 施設が連携施設を設定、連携施設数はのべ 35 園

2 小規模保育施設での3歳以上の受け入れについて

	既存小規模保育施設における 3歳以上児受け入れ	3歳以上限定 小規模保育施設
対象年齢	0～2歳＋3～5歳	3～5歳
制度改正	R5.4 に制度改正 ⇒3歳以上は市がニーズに応じ 柔軟に判断可能	R7.4 に児童福祉法改正 ⇒R8.4 から新設が可能

3 対応の方向性

- ・3歳以上児の定員は十分あり、これ以上の定員増は民間での過当競争を生む恐れ
- ・既存施設で3歳以上児の受け入れを行うと、0～2歳児の定員が減少

当面の間は既存施設での3歳以上児の受け入れは認めない
3歳以上児限定小規模保育施設の新設は認めない